

姫路市中小企業等省工不設備導入支援補助金 Q & A

(令和 5 年 5 月 26 日更新)

姫路市 産業振興課

目次

1.	対象者	P3, 4
2.	対象事業	P4, 5, 6
3.	補助対象経費	P6, 7
4.	対象外経費	P7
5.	経費の支払い方法	P7, 8
6.	補助金額	P8, 9
7.	スケジュール	P9
8.	申請の手続き	P9, 10
9.	事業実施の手続	P11, 12
10.	事業完了後の手続	P12
11.	その他	P12

姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付申請Q & A

令和5年5月25日更新

1. 対象者

Q 1 対象となる事業者は？

A 1 姫路市に本社を置く中小企業及び個人事業主、中小企業団体が対象です。

※中小企業及び個人事業主の定義は、中小企業基本法第2条第1項に規定する会社及び個人とします。また中小企業団体の定義は中小企業支援法第2条第1項第4号に規定する団体とします。詳しくは、「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金募集要領【1. 対象者（P 1、2）】」で確認してください。

Q 2 中小企業や個人事業主、中小企業団体であれば全ての業種が対象となるのか？

A 2 「性風俗関連特殊営業」など、対象外の業種もあります。

※対象外の業種等については、「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金募集要領【1. 対象者（P 2）】」で確認してください。

Q 3 中小企業の法人で、本社は市外だが、店舗が姫路市内にある場合は対象となるか？

A 3 対象となりません。「姫路市内に本社を置く」場合が対象です。

Q 4 市外に住んでいる個人事業主で、姫路市内で飲食店を営んでいるが対象となるか？

A 4 主たる事業所が姫路市内にあれば、対象になります。

Q 5 姫路市内に住んでいる個人事業主で、市外で飲食店を営んでいるが対象となるか？

A 5 主たる事業所が姫路市内にありませんので、対象になりません。

Q 6 多店舗展開しているが、店舗ごとに申請可能か？

A 6 店舗ごとの申請はできません。申請は、事業者単位で受付します。

Q 7 開業後1年未満の事業者は、対象となるか？

A 7 対象となります。ただし、開業していることが分かる書類の提出が必要です。

提出書類は、「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金募集要領【8. 申請手続き（P 11）】」で確認してください。

Q 8 これから開業予定だが、補助金の対象になるか？

A 8 申請時点で開業している事業者が対象なので、開業予定の方は対象になりません。

Q 9 5年以上前から事業を行っていて、ここ数年は赤字だが、対象となるか？

A 9 確定申告書などで事業を行っていることが確認できれば対象となります。

Q10 補助金の対象となる事業の開始時期はいつからか？

A10 今回の補助事業の着手時期は、姫路市からの交付決定後となります。(交付決定前に着手した事業については、補助対象外になります。)

Q11 今度予定している事業は、別の補助金をもらう予定であるが「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金」と併用できるか？

A11 「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金」は、基本的に補助金の趣旨に合致する事業であれば他の補助金をもらっていても対象となります(他の補助金額を補助対象経費から除く)。なお、他の補助金が、姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金と併用できるかどうかは、申請先に確認してください。

Q12 国の省エネルギー投資促進支援事業で対象となっている医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、NPO法人などは対象とならないのか。

A12 今回の補助金では対象となりません。

Q13 「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金登録業者名簿」に登録された企業だが、補助金申請をしてもよいか？

A13 登録業者は、本補助金の申請はできません。

Q14 みなし大企業は対象となるか？

A14 下記のみなし大企業は対象となりません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

2. 対象事業

Q 1 LED照明、エアコン、冷蔵・冷凍庫、温水器のいずれかを購入すれば、補助金を交付してもらえるのか？

A 1 トップランナー制度の対象品であって、省エネ基準を満たす機器に限ります。また、新規に購入する場合は対象外で、既存機器から更新する場合は対象となります。

Q 2 LED照明とエアコンなど同時に複数の更新は対象となるか？

A 2 対象となります。

Q 3 LED照明はLED電球だけが対象となるのか？

A 3 ベースライトなどの照明器具とLED電球が対象となります。

Q 4 冷蔵庫のネタケースや縦型フリーザーは省エネ基準達成率が分からないが、対象にならないか？

A 4 トップランナー制度の対象となった省エネ製品が補助対象になります。ネタケースや縦型フリーザーは、特殊品や環境性能の評価方法が確立されていないため、トップランナー制度の対象外となっていることから、本補助事業の対象外となります。

Q 5 家庭用エアコンの18畳用以上では、多段階評価点が☆3.0以上の商品がほぼなく、更新に影響があるため、すべて対象とできないのか？

A 5 対象とはできません。補助対象は、トップランナー制度の対象品であって、省エネ基準を満たす機器に限りますので、業務用エアコンを検討いただくなど補助対象品の範囲内で検討ください。

Q 6 水銀灯をLED化すれば、大きな省エネ効果が見込めるが、トップランナー制度の対象となるLED投光器がないため、すべて対象とできないのか？

A 6 対象とはできません。補助対象は、トップランナー制度の対象品であって、省エネ基準を満たす機器に限りますので、LED投光器以外の補助対象品の範囲内で検討ください。

Q 7 業務用LEDベースライトで同じライトバーにもかわらず、トップランナー制度の対象と対象外が混在しているが、性能的には同じであるため対象と考えてよいのか？

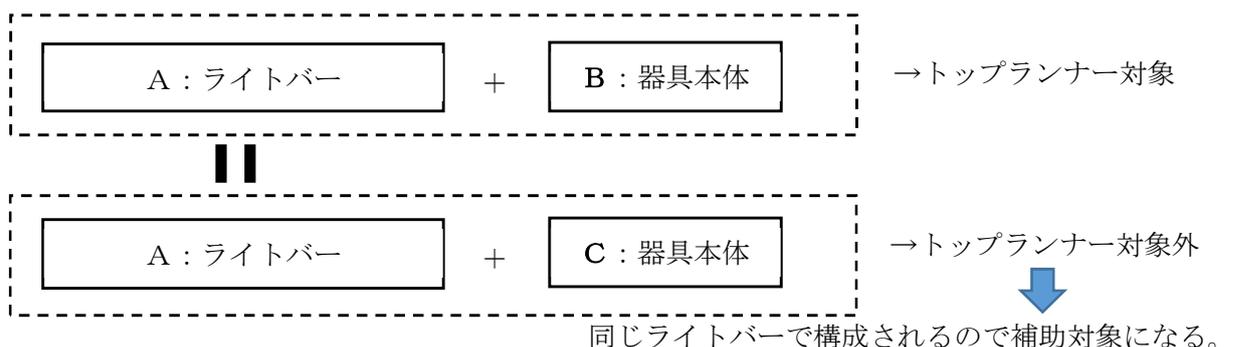
A 7 業務用照明器具のうちLEDベースライト製品のライトバーと器具本体がセットの商品で、トップランナー対象品となっているベースライトを構成するライトバーのセット商品は、LEDベースライト製品としてはトップランナー対象外であっても、対象となります。(例①参照)

また、トップランナー対象のライトバーで構成するライトバーと器具本体のセット商品も対象となります。(例②参照)

申請時には、トップランナー制度の対象となるライトバーが構成されるセット品の型番、又はトップランナー制度の対象となるライトバーの型番が分かる資料も添付してください。

例① 業務用LEDベースライト

(A：ライトバーが同じでも、器具本体が変わることで、トップランナー対象と対象外が混在)



例② 業務用LEDベースライト

(トップランナー対象品のD：ライトバーを構成する器具本体とのセット品)



3. 補助対象経費

- Q 1 「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金登録業者名簿」に対応可能な業者が無いが、この場合は補助の対象にならないのか？
- A 1 姫路市の指定する業者以外の事業者からの購入・サービスの提供については、原則対象外です。姫路市外の業者であれば理由書を提出していただき、正当な理由があると認められる場合は補助の対象とします。
- ※「姫路市以外の事業者の方が安く購入できる」、「姫路市以外の事業者の方がサービスがよい」、「これまで取引のある業者としか取引できない」などは、理由となりません。
- Q 2 市内に店舗があるが「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金登録業者名簿」に登録のない業者から調達したい場合は、理由書を提出すれば良いのか？
- A 2 市内の業者については、理由書の提出による調達は認められません。登録のある別の業者から購入するか、購入相手としたい登録のない業者に業者登録手続きをしていただいたうえで、購入することになります。
- Q 3 市外にある支店の省エネ機器を更新したいが、対象となるか？
- A 3 対象となります。調達先である登録業者に、施行場所が市外でも施行可能か事前に確認してください。
- Q 4 小売店舗と自宅が同じ建物で、1台の温水器で賄っている場合は、対象となるか？
- A 4 対象となりません。事業用のみで使用する温水器が対象となります。
- Q 5 専ら事業の用に供する場合とは、具体的にどのようなものか？
- A 5 事業用の事業区画が仕切られているなど、専用の入り口を備えた独立した区画において行う事業又はその区画内のみで使用する場合があります。
- Q 6 更新したい機種が補助の対象か分からないが、どうすれば良いか？
- A 6 LED照明、エアコン（家庭用）、冷蔵・冷凍庫（家庭用）、電気温水器（家庭用）、ガス・石油温水器（家庭用）については、トップランナー制度の対象品が省エネ型製品情報サイトに掲載さ

れています。その内、省エネ基準を満たすものが補助の対象となりますので参照してください。
その他の機器については、販売店にご確認ください。

4. 対象外経費

Q 1 メーカー保証費用は対象となるか？

A 1 機器本体の費用に最初から含まれている場合は対象となります。オプションや販売店が付加する別サービスの保証や延長保証などの別費用は対象となりません。

Q 2 支払時に現金換算可能なポイント等が付与されるが申請に影響はあるか？

A 2 ポイント等相当額や値引きは対象外となりますので、経費明細書（様式第3号）の「経費内訳」又は「②補助対象外経費等」に計上してください。

Q 3 不動産業を営んでいるが、賃貸物件のエアコン更新は対象となるか？

A 3 申請者以外に提供又は貸与する場合は対象となりません。

5. 経費の支払い方法

Q 1 レシートは領収書となるか？

A 1 相手方（宛名）が記載されていれば領収書として扱ってください。相手方（宛名）の記載が無いものは無効となりますので、領収書の発行を依頼してください。

Q 2 口座への振込払いは、ATMの取引明細書を提出しても良いか？

A 2 ATMからの取引明細書でも構いません。なお、払込依頼人は、法人は法人名、個人事業主は代表者名が記載されている必要があります。

また、相手方の払込先口座の名義が正しいか確認し、法人なら別法人や代表者個人の口座となっていないか、個人事業主なら代表者の名前が入っているか確認してください。

Q 3 インターネットバンキングによる支払いは、明細を提出すれば良いか？

A 3 利用明細と口座通帳の写し（口座から引き落とされたことが分かる該当箇所）が必要です。利用明細書に相手方名が表示されない場合は、領収書の提出が必要です。

インターネットバンキング利用者の名義（口座名義）は、法人は法人名、個人事業主は代表者名の場合のみ対象となります。

Q 4 決済代行会社を通じたインターネットバンキングで、クレジットカード払いをした場合は対象となるか？

A 4 対象となります。決済代行会社とクレジットカード会社の利用明細書を提出ください。

決済代行会社の利用明細書に相手方名が表示されない場合は、領収書の提出も必要です。

また、口座通帳の写し（口座から引き落とされたことが分かる該当箇所）の提出も必要です。

クレジット会社の引き落とし日が令和6年1月31日以前である必要があります。

決済代行会社とクレジットカード会社の利用者名義は、法人は法人名、個人事業主は代表者名の場合のみ対象となります。

Q 5 実施する事業にかかる経費を、分割払いにすることは可能か？

A 5 割賦は対象外となります。

Q 6 補助事業対象経費と一緒に別経費を支払う予定だが問題ないか？

A 6 別経費と合わせた全額の支払い金額と一致する見積書が添付でき、かつその見積書の内訳により補助対象経費がわかれば問題ありません。

Q 7 業者発行の納付書で支払いしてもよいか？

A 7 登録業者が発行する納付書を使用する場合、金融機関の窓口で直接納付する場合又はATMで支払いする場合に限り可能です。納付済通知書の写しを提出してください。（金融機関の受付印を確認します。）コンビニエンスストアなど代行業者を介しての納付は、対象外となりますので、ご注意ください。

6. 補助金額

Q 1 補助金の上限額は？

A 1 従業員数 × 10万円（最大200万円）

補助対象経費（税抜価格）の2分の1と上記上限額のいずれか低いほうが補助金申請額となります。

Q 2 経費明細書【様式第3号】の従業員の数え方は？

A 2 「代表者・経営者」は、法人の場合、登記上の代表者（代表取締役、代表社員など）の数、個人事業主の場合、本人のみとなります。

「常勤役員」は、代表者を除く法人登記上の役員で、雇用保険被保険者でない常勤している者の数となります。

「事業専従者」は、確定申告書に記載のある事業専従者の数となります。

「常用雇用者」は、雇用保険に加入している者の数となります。雇用保険に加入している常勤役員は常用雇用者に記載してください。

※代表者・経営者は、健康保険証により在籍を確認できる法人（団体）において従業員の1人として数えます。健康保険証による確認ができない場合は、その方を従業員数に数えることはできません。

Q 3 機器の台数に制限はあるか？

A 3 機器の更新台数に制限はありません。

Q 4 実際にかかった経費が、当初申請額より多くなった場合の補助金額は？

A 4 実際にかかった経費が、当初申請額より多くなった場合でも、交付決定額が補助金額の上限となります。なお、完了報告の審査後に改めて、補助金確定通知書を送付しますので、確定した金額で「補助金等交付請求書（兼振込口座指定書）【様式第13号】」を提出していただくことになります。

※事業の目的、内容に変更がなければ、実際にかかった経費が、増額になっても、「補助事業計画変更・廃止（中止）申請書【様式第7号】」の提出は不要です。

Q 5 実際にかかった経費が、当初申請額より少なくなった場合の補助金額は？

A 5 完了報告の審査を行い、実際にかかった経費に基づき補助金額を確定します。確定した金額で「補助金等交付請求書（兼振込口座指定書）【様式第13号】」を提出していただくことになります。

※事業の目的、内容に変更がなければ、実際にかかった経費が、減額になっても、「補助事業計画変更・廃止（中止）申請書【様式第7号】」の提出は不要です。

7. スケジュール

Q 1 事業はいつ実施してもよいのか？

A 1 交付決定後に実施する事業であり、かつ令和6年1月31日までに完了報告のできる事業が対象となります。

Q 2 既に実施した事業も対象になるのか？

A 2 交付決定後に実施する事業が対象になりますので、過去に実施した事業は対象となりません。

Q 3 交付申請から交付決定されるまでどれくらい時間がかかるのか？

A 3 申請状況や申請内容により異なりますが、概ね2ヶ月程度を見込んでいます。

Q 4 交付申請を提出したが、交付決定されるまでに事業を開始（発注）してもよいのか？

A 4 交付決定後に着手した事業が、補助対象となります。

交付決定前に事業を開始した場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

Q 5 令和6年1月31日までに納品・支払いできない場合は？

A 5 補助金を交付できません。

また、令和6年1月31日までに実績報告を行わない場合も補助金を交付できません。

8. 申請の手続

Q 1 姫路市税納税証明書（滞納無証明書）とは、直近年度の納税証明書のことですか？

A 1 直近年度の納税証明書とは異なります。申請者（納税義務者）が姫路市において、これまでに滞納がないことを証明する「滞納無証明書」になります。取得の際はご注意ください。

- Q 2 従業員を常用雇用者として申請するには、添付書類は何が必要か？
- A 2 雇用保険に加入していること、常勤していることの確認の為、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業所別被保険者台帳の場合は勤怠管理表の写しは不要）の写し、勤怠管理表の写し（直近月）の両方を添付してください。従業員ごとに上記2点をコピーしていただくか、書類ごとにコピーされる場合は従業員の順番を統一してください。
- Q 3 保険証のコピーや勤怠管理表などの添付書類がA 4サイズより小さい場合はどうしたらよいか？また貼り付ける順番はどうしたらよいか？
- A 3 可能な限り、A 4サイズに書類をそろえていただき、A 4サイズより小さい書類の場合は紛失防止のため、添付書類台紙を姫路市ホームページからダウンロードし、貼り付けてご提出ください。貼付台紙に貼り付けた書類の種類とページの順番を記載してください。
- Q 4 申請は、レターパックでなければ受付してもらえないのか？
- A 4 消印日（発送日）を確実に把握するため、原則レターパックでお願いしていますが、他の方法で郵送される場合は、消印日（発送日）がわかる方法で提出してください。
消印日が不明なものについては、事務局が受取処理を行った日を発送日（申請日）として処理しますので、申請期間外とならないようご注意ください。なお、郵送事故等により事務局に不達となる場合も考えられますので、郵送物の追跡が可能な方法でお願いします。
持ち込みによる申請書類の提出は受け付けていません。
- Q 5 確定申告や市民税・県民税申告をしていない場合は、申請できるか？
- A 5 申請できません。ただし、事業承継後に間もなく申告等が出来ない場合はこの限りではありません。
- Q 6 申請時に添付する写真は、同じモデルの機器を複数台更新する場合も、一台ずつ写真を添付するのか？
- A 6 同じモデルの拡大写真は1枚で構いません。設置位置が分かる写真は、全ての機器が写っている必要がありますが、一枚にすべての機器が入らない場合は、全部が証明できるように複数枚の写真を添付してください。
- Q 7 業務用エアコンでは、省エネ基準達成率100%を満たしていることが分かる資料として、メーカーカタログに数値が掲載されていないが、どうすればよいか？
- A 7 ~~メーカー資料を添付するなど、販売店に提供を依頼してください。~~
業務用エアコンの省エネ基準達成率の計算式は
エネルギー消費効率（APF値）÷基準エネルギー消費効率（目標APF値）×100
となりますので、メーカーカタログで省エネ基準クリアとなっていれば対象となります。
資料は、メーカーカタログで省エネ基準クリアとなっているものか、メーカーからの提供資料を添付するなど、販売店に確認してください。

9. 事業実施の手続

Q 1 事業の着手、完了とは？

A 1 「事業開始（着手）」とは、交付決定により認められた対象機器の発注（購入の意思表示）をいいます。補助金交付可否決定書の到着を確認してから事業を開始してください。

「事業完了」とは、補助対象事業計画に記載した事業にかかる更新が終了し、使用できる状態にしたうえで、相手方事業者に対して費用の支払が完了（資金の移動が完了）していることを言います。

よって補助事業実績報告書【様式第10号】の「着手年月日」欄には、交付年月日以降の日付で最初に着手した日付、「完了年月日」欄には、請求、納品、支払いで、最後に終わった日付を記入してください。

Q 2 交付決定通知を受け、エアコンの更新を予定しているが、在庫切れで別の機種に変更しないと完了報告期限（令和6年1月31日）までに事業を遂行することが困難である。この場合、計画と異なる機種に変更することにより経費が変更になれば、変更手続きは必要か？

A 2 一部の機器について、メーカーや型番が計画と異なっても、変更の手続きは必要ありません。ただし、経費が増加した場合でも交付決定通知書に記載のある額が受給できる補助金の上限です。

Q 3 ガス温水器を導入する予定で交付申請し交付決定を受けたが、電気温水器に変更してもよいか？

A 3 ガス温水器から電気温水器など、調達する品目が変わる場合は、変更の申請が必要です。また、個数（台数）が増減する場合も変更の申請が必要です。

なお、LED照明に限り、同一品目内でも製品タイプや機能が変わる場合は、変更の申請が必要となる場合がありますので、事務局にお問い合わせください。

Q 4 交付決定通知を受けた後、併用する予定の財団の補助金が変わることになった場合は、変更の手続きを行えばよいか？

A 4 財団の併用可能な補助金の交付が決定した場合、速やかに変更の手続きを行ってください。

Q 5 申請時から代表者が変わった場合はどうなるか？

A 5 申請者が法人の場合で、単に代表者が変更となった場合は、登記事項証明書の提出は必要ですが、変更申請書の提出は不要です。

Q 6 申請時は個人事業主だったが、法人になった場合の手続きはどうなるか？

A 6 法人になったことがわかる登記事項証明書と事業を引き続き行っていることがわかる営業権承継証明書等の必要書類を添えて変更申請書を提出してください。

Q 7 交付決定を受けた法人が、別法人に事業を継承して消滅した（吸収合併された）場合、その後の

完了報告や請求の手続きはどうか？

- A 7 吸収合併により事業を継承した法人の登記事項証明書と、姫路市税納税証明書（滞納無証明書）、誓約書【様式第5号】のほか、消滅した法人との間で締結した株式譲渡等に係る契約書の写しなど、営業権の承継（事業承継）が証明できる書類を添えて、変更申請書を提出してください。市が変更を承認した後は、事業を継承した法人による完了報告や請求を行ってください。

10. 事業完了後の手続

Q 1 補助金の請求に必要な書類は？

- A 1 必要な書類は以下のとおりです。なお、以下の書類は完了報告と同時に提出することはできません。必ず姫路市が郵送する補助金確定通知書を受け取った後に提出してください。提出された書類は返却いたしませんので、必ず写しをとっておいて下さい。受取の連絡はいたしません。

- ① 補助金等交付請求書（兼振込口座指定書）【様式第13号】
- ② 補助金確定通知書のコピー
- ③ 振込口座の名義と口座番号が分かる通帳の見開き部分のコピー等

Q 2 業者への支払いは、申請者以外の者が行うことは可能か？

- A 2 申請者以外の者による支払いは、補助金対象経費として認められません。法人は法人名、個人事業主は代表者名での支払いのみが認められます。

Q 3 補助金は、いつ支払われますか？

- A 3 実績報告の審査完了後、補助金確定通知書を受けて提出された補助金等交付請求書（兼振込口座指定書）に記載した口座に振り込みます。（請求書受領後1か月程度かかります。）

11. その他

Q 1 関係書類、帳簿及び補助対象機器を保管するのは何年までですか？

- A 1 令和11年3月末まで保管が必要です。

Q 2 補助対象機器が故障・性能低下などにより、更新が必要となった場合でも、保管の必要があるか？

- A 2 修理ができない、全く使用ができないなどの特殊な事情を除き、原則期間内の保管が必要となりますので、特殊な事情の場合は事務局までご相談ください。